

一般送配電事業者による受変電設備への引込工事にかかる託送供給等約款の運用状況について

令和2年2月18日

産業保安グループ 電力安全課

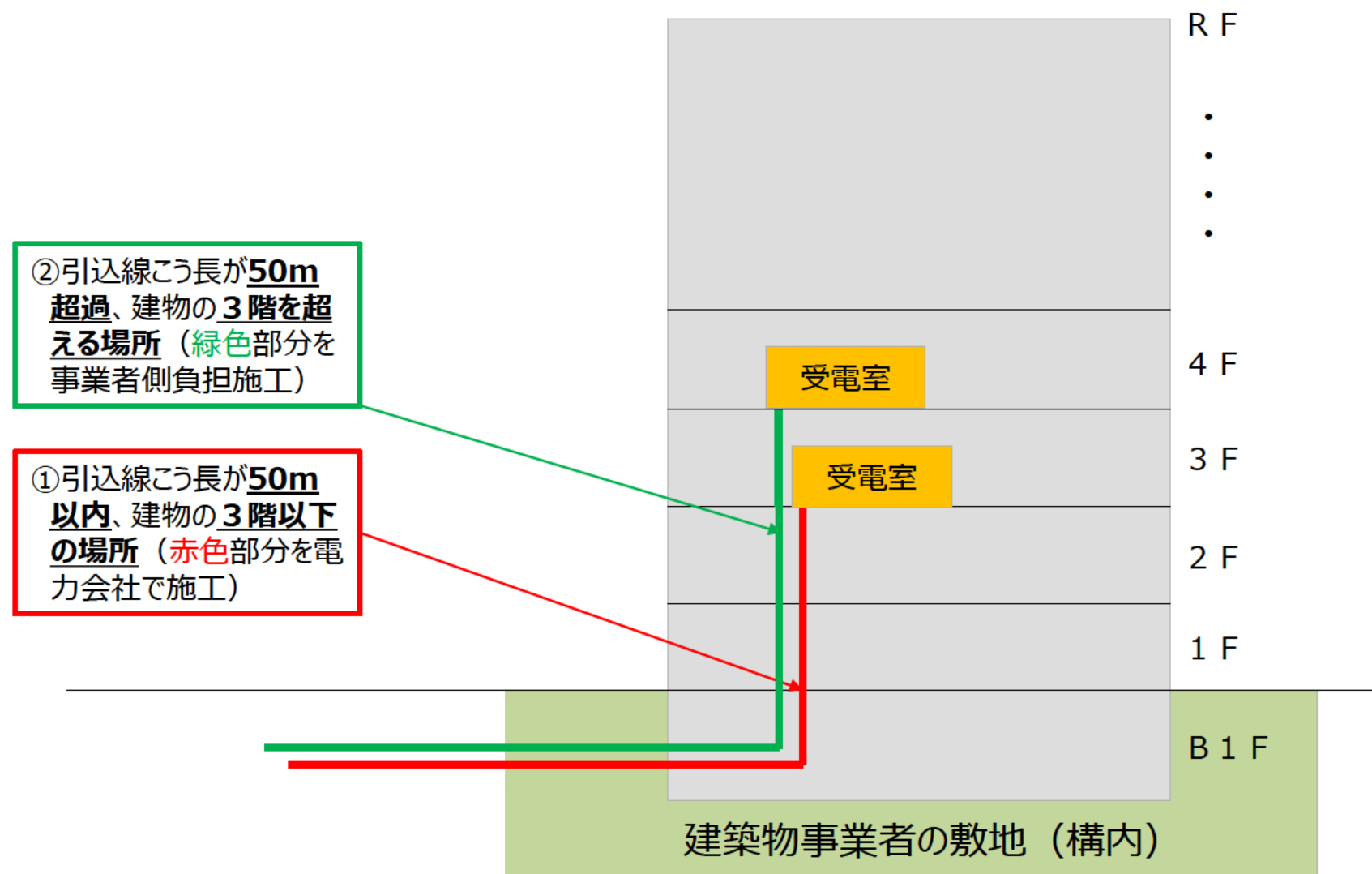
一般送配電事業者による受変電設備への引込工事に係る託送供給等約款の運用状況について

- 浸水防止の取組として、電気設備を浸水のおそれのない場所への配置が望ましい。ただし、一般送配電事業者の供給設備と需要家の電気設備との接続に必要な引込線のこう長が一定を超える場合や特殊な工法・材料が必要な場合等には、設置場所に関する協議が必要な場合※がある。※協議が必要な場合については、一般送配電事業者の託送供給等約款で条件を明示。なお、接続が拒否されるものではない。

<託送供給等約款 抜粋（東京電力パワーグリッドの事例）>

- 58 地中引込線
- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたは口の最も当社の供給設備に近い接続点まで当社が施設いたします。
- イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点
 - ロ 当社が施設する計量器（付属装償を含みます。）または接続装置の接続点
- なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。
- (2) (1) により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。
- なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。
- イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が 50メートル程度以内の場所
 - ロ 建物の3階以下にある場所
 - ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

託送供給等約款にかかる工事区分のイメージ（例）
新設の場合（既設建築物については実費相当額が請求される）



※いずれも地中線引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場合。

※供給用変圧器室の費用負担はいずれも電力会社で負担。